

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：34310
研究種目：基盤研究(B) (一般)
研究期間：2019～2021
課題番号：19H01426
研究課題名(和文) 交通犯罪予防の多角的研究 陸海空の総合的規制を目指して

研究課題名(英文) prevention of traffic offenses

研究代表者

川本 哲郎 (Kawamoto, Tetsuro)

同志社大学・研究開発推進機構・嘱託研究員

研究者番号：60224862

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,150,000円

研究成果の概要(和文)：1 道路交通犯罪の人身犯については、危険運転致死傷と自動車運転過失致死傷、道路交通法違反を処罰することによって、その発生を抑止することが目指されている。それに対して、航空機や船舶の場合は、業務上過失致死傷罪の成否が争われるだけである。したがって、犯罪と処罰の体系が異なっているため、被害者を初めとする国民の間には不公平感が広がっていることが分かった。2 それに対処するための第1歩として、過失犯の統一的な理解が必要であることが判明した。3 死傷者が多数に上る大規模な事故では、個人ではなく、企業の責任を問うことが検討課題となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

海上ではプレジャーボートの暴走による事故が問題となっている。空中では、空飛ぶ自動車やドローンの普及が目指されている。陸上では、自動運転車の利用が現実のものとなっている。このようなときに、今後予想される事故の予防のために、刑法では過失犯論や法人・企業処罰論の検討が必要となり、刑事政策の分野では、運転・操縦の免許の在り方や処罰の方法が問題となる。また、犯罪被害者を初めとする国民の「適正な処罰を」という要望にも応えなければならない。以上の点を検討課題とした本研究の意義は大きいと考える。

研究成果の概要(英文)：Japan aims to deter road death and injury by punishment of death and injury by dangerous driving and by careless driving. On the other hand, in the case of ship and air plane, pilots are punished by the crime of negligence. So we need a systematic rules for traffic offenses in the near future.

研究分野：刑事法

キーワード：交通犯罪対策 過失 法人・企業処罰 犯罪被害者支援

1. 研究開始当初の背景

陸上の交通では、人に死亡や傷害の結果をもたらす犯罪は、危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪である。それに対して、海と空の交通では、業務上過失致死罪が適用される。

また、陸上では自動運転車の開発が進み、海ではプレジャーボートの暴走が問題となり、空では、空飛ぶタクシーやドローンの普及が検討されている。そこで、将来の交通システムの発展に伴って、統一的な法規制を行うことが必要とあると考えたので、本研究に着手した。自動車は、人間の生活を一変させたと言っても過言ではない。自動車の利用によって、人間の移動は飛躍的に促進されることとなった。また、物流という面でも、改革が進み、道路環境の改善も急速に実現した。

他方で、自動車による致死傷事件も増加し、1960年代には死者数が年間1万5000人を超えた。1968年の犯罪白書は、このような悲惨な結果をもたらすのは、「戦争をにおいてほかにない」と述べており、社会では、「交通戦争」という言葉も用いられるようになった。実際に、これまでの自動車による死亡者の数は、総計で50万人を超えているのである。

また、被害者とその家族の数も膨大なものに達しており、重罰化や真相の解明、再犯防止などが訴えられている。

したがって、100年に一度の変革が起きようとしている交通の世界において、第二次世界大戦後のモータリゼーション(生活必需品としての自動車の[異常な]普及)による甚大な被害を二度と起こしてはならない。

そこで、我々の研究は、陸海空の交通犯罪の予防に関して、来るべき「新しい交通世界」の犯罪を減少させるための有効な対策を講じるための基礎的な研究から開始し、そこで得られた知見を、上記の問題の解決に役立てることを考えた。

自動車は、人間の暮らしに革命的な変化をもたらし、大きな恩恵を与えた。「国民皆免許」と言われるように、誰もが簡単に運転免許を取得でき、どこにでも容易に移動できる手段として、自動車は迅速に普及することとなった。しかし、その陰で、自動車は大きな被害をもたらすことになった。今、進行している交通大革命においては、技術の進歩と同時に被害防止を考えていく必要がある。さらに、被害者や、その家族を支援することも重大な課題であろう。

本研究によって、そのための、法整備を行う基盤を提供したいと考えた次第である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、陸海空の交通犯罪の予防について、統一的な対策の構築を図ることであり、そのことによって、交通事故を減少させることである。具体的には、運転・操縦免許の在り方を見直すこと、悪質・無謀な行為者の処罰の再検討、大規模な事件の場合の企業ないし法人の処罰についての検討、犯罪被害者の支援の充実などを研究の対象とした。

犯罪学の世界では、犯罪予防と犯罪者(加害者)の更生、犯罪被害者支援を3本の柱として考えていくという取り組みがおこなわれてきている。本研究においても、そのことを念頭において、最初に取り組みべき課題を選定した。

3. 研究の方法

当初は、外国の調査研究を実施することにしていたが、新型コロナウイルス感染症蔓延のために、文献研究に切り替えざるを得なかった。そこで、刑法学においては、過失犯と法人犯罪(企業・法人処罰) 刑事政策の分野では、交通犯罪に対する適正な処罰と、妥当な運転・操縦免許付与による犯罪予防、被害者学においては、交通犯罪の被害者の実状と課題などの問題を研究することとした。

具体的には、過失犯と法人処罰については、刑法理論の研究を行った。過失犯に関する日本刑法の規定は、犯罪の主観面を故意と過失に分けて、故意犯を重く処罰するという方針を採用しており、大まかなものとなっている。日本刑法は、殺人罪についても、「人を殺した」と規定されているだけで、毒殺や銃殺などの手段による分類や、尊属殺・嬰兒殺のような対象による分類を行っていない。犯罪の主観面についても、外国では、謀殺や無謀などの分類を行っているところもあるので、故意と過失という二分は再考する必要があると考えて、研究を行って。法人処罰については、特別法に両罰規定などがあって、実際に多くの法人処罰が行われているが、刑法典には法人処罰の規定は存在せず、過失犯についても、法人処罰は行われていない。大規模な交通事故の被害者から、企業処罰を求める声が上がっており、法務省においても、数十年前から検討課題としているところであるので、早期の解決が求められるところである。なお、英米においては、古くから法人処罰が行われており、フランスにおいても1990年代に刑法の改正によって、刑法典に法人処罰規定が置かれたことも参考とされるべきであろう。

刑事政策の分野では、交通犯罪の処罰規定の変遷を追い、とくに 2001 年に制定された危険運転致死傷罪の問題について考察した。また、道路環境の整備や運転・操縦免許の在り方などの犯罪予防手段についても検討した。

交通犯罪被害者の支援については、研究代表者が、警察庁の交通事故サポート事業検討会の委員を務めており、また、全国被害者支援ネットワークと京都犯罪被害者支援センターの役員に就任しているので、それらを起点として研究を行ってきた。

4 . 研究成果

陸上の交通犯罪については、危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪との境界が曖昧であることから、被害者の不満が表明されていることが判明したので、適正な処罰を行う方法について研究した。その結果、関連する刑事法の解釈によって境界の基準を客観的に明らかにすることや、自動車運転の重過失罪を設けることを提案した。前者は、たとえば、制限速度を 30km 以上超過したものは原則として危険運転に該当するという取扱いであり、後者は、現在の刑法の重過失罪の法定刑の上限は 5 年の拘禁刑であるが、それを 10 年以上に引き上げるというものがある。後者の企業・法人処罰については、長年の懸案となってきたものであるから、今一度論点を整理して、刑法典の改正を実現する道を探ることが大きな課題である。最後に、被害者の問題については、真相の解明が、再犯の防止と適正な処罰に繋がることは明らかであるので、それを促進することが考えられるべきである。また、再犯の防止については、加害者 = 犯罪者の更生が重要である。さらに、被害の声を上げにくい潜在的被害者になりやすい「性犯罪被害者や被害者の兄弟姉妹」に対する支援についても、今後の取り組みを充実させていかなければならない。

以上が、本研究によって得られた主な成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 川本 哲郎	4. 巻 72
2. 論文標題 日本の交通犯罪	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 179,189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 川本 哲郎	4. 巻 72
2. 論文標題 刑法の原理－A.アシュワース&Jホーダー『刑法の原理（第7版）』を中心として－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1, 14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 川本 哲郎	4. 巻 742
2. 論文標題 東電福島第一原発業務上過失致死傷事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 143,149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松原 久利	4. 巻 72
2. 論文標題 交通犯罪と自動車の没収	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 285,314
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 河村 博	4. 巻 72
2. 論文標題 刑事法制的社会的変化への対応について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 53, 66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥田 菜津	4. 巻 72
2. 論文標題 ひき逃げにおける不作為による殺人罪と保護責任者遺棄致死罪の境界	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 697, 765
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 由梨	4. 巻 72
2. 論文標題 少年法における逆送と移送の判断基準についての一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 839, 881
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山田 慧	4. 巻 72
2. 論文標題 英米刑法における未遂犯のメンズ・レア	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 767, 838
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川本哲郎	4. 巻 71
2. 論文標題 交通犯罪としての「あおり運転」に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川崎友巳	4. 巻 58
2. 論文標題 企業に対する量刑	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 33-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 十河太郎	4. 巻 779
2. 論文標題 共謀の射程、共犯関係の解消	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 26-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 十河太郎	4. 巻 71
2. 論文標題 イギリスにおける共犯と錯誤	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥田菜津	4. 巻 71
2. 論文標題 不真正不作為犯における作為義務の根拠論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 57-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤由梨	4. 巻 71
2. 論文標題 少年法における刑事処分相当性・保護処分相当性についての一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1945-1995
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古江頼隆	4. 巻 71
2. 論文標題 刑事訴訟法の基本的な仕組みに関する2, 3の問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 23-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河村博	4. 巻 61
2. 論文標題 平成の刑事関係立法の概観	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川本 哲郎
2. 発表標題 「法と精神医療」のこれまでとこれから
3. 学会等名 法と精神医療学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 川本 哲郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 277
3. 書名 新版 交通犯罪対策の研究	

1. 著者名 アンドリュー・アシュワース=ジェレミー・ホーダー 同志社大学イギリス刑事法研究会（訳）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 443
3. 書名 イギリス刑法の原理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	山田 慧 (Yamada Satoshi) (20822886)	同志社大学・法学部・准教授 (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	奥村 正雄 (okumura masao) (30265532)	同志社大学・研究開発推進機構・嘱託研究員 (34310)	
研究分担者	奥田 菜津 (okuda natsu) (30823091)	大阪経済法科大学・法学部・准教授 (34427)	
研究分担者	佐藤 由梨 (sato yuri) (30823372)	同志社大学・法学部・准教授 (34310)	
研究分担者	濱田 毅 (hamada takesi) (40402937)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	
研究分担者	松原 久利 (matsubara hisatoshi) (50257424)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	
研究分担者	河村 博 (kawamura hiroshi) (50757838)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	十河 太朗 (sogo taro) (80304640)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	
研究分担者	川崎 友巳 (kawasaki tomomi) (80309070)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	洲見 光男 (shuumi mitsuo) (90241124)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	
研究分担者	梶 悠輝 (kaji yuuki) (90866518)	同志社大学・研究開発推進機構・助手 (34310)	
研究分担者	古江 頼隆 (furue yoritaka) (70376383)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関